

説 明 書

1. 業務名

平成30年度訪日外国人旅行者周遊促進事業

「現地旅行会社と連携した首都圏及び、関西からの誘客促進事業」

2. 実施時期

契約締結の日～平成31年3月20日

3. 業務の目的

我が国では「訪日外国人旅行者数については、2020年には4,000万人、2030年には6,000万人」を実現するために、これまで以上に効果的なプロモーションを展開していく必要がある。

山陰インバウンド機構においては、2020年には、40万人延べ泊以上を目標に、2018年度（4月～3月）においては、25万人延べ泊以上を達成することを目的としている。

本事業では、山陰地区の重点市場である中国の旅行会社又は中国企業又はメディア等に対し山陰地域の観光の魅力や旅の楽しみ方をアピールすることによって、当該地域の山陰送客500人（延べ泊1,000人）を目標とする。

首都圏や関西圏等のゲートウェイからの誘客に注力し、特に羽田便を対象として、国内定期航空路線の活用を推進することにより、広域周遊ルート「緑の道～山陰～」エリアを周遊するツアーの造成及び催行に繋げ、萩・石見空港や鳥取砂丘コナン空港をはじめとする域内空港の利用率向上を目的とする。

4. 業務の内容

重要市場である中国の旅行会社（又は中国企業、又はメディアなど）に対して山陰の魅力および旅の楽しさのアピール、旅行商品造成支援によるツアー催行の促進

中国本土などにおいて日本への送客意欲の高い旅行会社、中国企業、またはメディア等に対し山陰（鳥取県、島根県）、地域の観光資源の魅力のアピールしツアー造成、募集に至るまでのフォローアップを行い山陰への誘客を推進すること。

I. 山陰地域の魅力のアピール

(1) 対象となるのは旅行会社等

主な対象は旅行会社とするが、山陰地区への誘客に繋がる場合はメディアや一般企業を対象とする事も可能とする。

(2) 招請時期

平成30年7月～11月頃

(3) アピール方法

中国国内における旅行会社等へのアプローチ方法については、事業効果が最大となるよう提案すること。

(4) 資料の作成など

旅行会社等に対し、山陰を訪れる旅行商品の造成を促す資料を作成し、対象地域の魅力のアピールのほか、東京や大阪からの国内定期航空便を中心にアクセスの利便性なども訴求できるものとする。

(5) 山陰の地域事業者との連携

山陰地区の地域事業者と連携し、それぞれの活動により相乗効果が生まれるよう企画提案すること。

II. 山陰への商品造成及び、ツアー催行について

(1) 商品造成支援について

山陰への誘客の可能性が高いと思われる旅行会社に対し、商品の販売販促にかかる経費の一部を支援すること。販売促進方法についてはチラシ配布、新聞広告、インターネット告知など様々な手段の中から最も効率的と思われるものについて、現地旅行会社などの意見を取り入れて選別を行うこと。

尚、近年急速に増加している個人旅行者（FIT）に対しても山陰旅行を提案促進できる体制にも配慮して商品造成を調整すること。旅行商品造成数の目標を4本以上としている。

(2) 山陰の地域事業者との連携について

旅行者の誘客に繋がる魅力的な商品造成の為、山陰地区の観光施設などの事業者と連携し、中国の旅行会社等に対して便宜を図る体制を構築すること。

中国現地事務所機能の設置とその運営

中国において一般消費者に影響力のある旅行会社等に対して、常に営業活動、山陰コース提案を実施できる事務所機能を設置し、旅行会社等の造成する旅行商品等の企画提案、ツアー催行支援を以下に留意して実施すること。

(1) 事務所機能設置時期

平成30年7月頃～平成31年2月下旬ごろ

(2) 事務所機能の業務内容

中国の一般消費者を訴求対象として、前項にて招請する旅行会社等が造成する山陰両県の旅行商品のコース提案、四季折々の山陰の素材提供等が十分にできるよう、事務所機能を最大限に活用して山陰への送客に貢献すること。

(3) 留意事項

- ①中国事務所機能の設置活用で効果的な山陰送客が図れるよう具体的に提案をすること。
- ②委託期間中、3回以上は中国の事務所機能を訪問し、その進捗状況、山陰商品の造成進捗の管理およびレポートを行うこと。
- ③具体的な業務管理内容について、可能な限り山陰インバウンド機構の内容確認を受けること。

IV 事業効果の調査・分析業務

山陰地区のアピールを行った旅行会社等に対しアンケート調査を実施し、山陰地区に対する印象や誘客上の課題について調査・分析すること。

なお、調査・分析の結果について随時報告を行うとともに、後記の実施報告書によりとりまとめること。

5. 成果物の提出等

(1) 成果物

事業実施報告書（A4判） 5部

(2) 提出場所

（一社）山陰インバウンド機構

(3) 提出期限

平成31年3月20日（水）

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

6. その他

- (1) （一社）山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan. Endless Discovery.」のロゴマークや「縁の道～山陰～」のロゴマークを使用するなど、国の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。
- (3) 可能な限り日本政府観光局（JNTO）が運営する Web サイト <http://www.jnto.go.jp/> や（一社）山陰インバウンド機構が運営する Web サイト <https://www.sanin-tourism.com/> へのリンク設定、URL・QRコードの掲載などによって、インターネットでの検索やアクセスが可能な環境を整備し、各 Web サイトへの誘導に配慮すること。